

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

多可町の人口構造は、令和2年国勢調査では、総人口は19,261人であり、人口減少が止まらない状態である。年齢構成別は、生産年齢人口(15～64)51.4%、老年人口(65歳以上)38.3%、年少人口(0～14歳)10.3%であり、平成27年国勢調査時より生産年齢人口、年少人口は減少し、老年人口は増加している。

産業別人口は、第1次産業が全体の3.9%、第2次産業が42.9%、第3次産業が53.2%となっている。

多可町は、山間田園地帯で農林業が盛んであり、良質のコシヒカリ、酒米「山田錦」が主に栽培されている。

また、地場産業である繊維工業が町内では歴史のある職種となっている。繊維工業以外では金属製品製造業、非鉄金属製造業、運送用機械器具製造業等が集積しており、卸売業、小売業、生活関連サービス業等も多く存在している。

しかし、多可町内の中小企業は人口減少や少子高齢化に伴い、人材不足、後継者不足等の問題が生じ厳しい状況である。現状を放置すれば多可町の産業基盤が失われかねないため、町内の中小企業の賃金及び生産性を向上させることで、人材不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を制定し、賃上げ及び先端設備等の導入を促すことで、人材不足、後継者不足等の現状ではあるが、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育てていく。

これらを実現するための目標として、計画期間中に25件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目的とする。

### 2 先端設備等の種類

多可町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が多可町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備の導入を促すことで町内産業のさらなる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の目的で設置される設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については、主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

多可町においては、企業等が町内広域に立地しており、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等の生産性向上を実現するため、全ての業種及び事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月22日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が、会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者は対象者から除く。